

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 5 日

各都道府県 児童扶養手当担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室扶養手当係

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し
に係る広報・周知の依頼について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）が、本年 6 月 5 日に公布され、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しについては、令和 3 年 3 月 1 日より施行されることとなっております。

つきましては、本改正に係る広報・周知について、貴自治体における広報誌やホームページへの掲載など、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

また、別添 1 のとおり広報・周知のための資料をお送りいたしますのでご活用ください。

あわせて、「児童扶養手当受給者に対する公的年金等を受給する際に必要な手続の説明について」（平成 31 年 1 月 11 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）によりお示しさせていただいた児童扶養手当と公的年金等の併給調整に係る受給者に向けた周知用の資料につきましても、別添 2 のとおり見直しておりますので、こちらについてもご活用ください。

なお、管内市（指定都市、中核市、特別区を含む。）町村に対しても本資料を送付していただくとともに、広報・周知に係るご協力依頼方お願い申し上げます。

本資料につきましては、後日、厚生労働省のホームページに掲載することを予定しています。

障害年金を受給しているひとり親家庭が 「児童扶養手当」を受給できるよう見直します

「児童扶養手当法」の一部を改正により、令和3年3月分から
障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

見直しの内容（令和3年3月分（令和3年5月支払）から）

- ▶現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい方は、厳しい経済状況におかれています。

そこで、「児童扶養手当法」の一部を改正し、令和3年3月分から、**児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給**することができるように見直します。

- ▶なお、障害年金以外の公的年金等（※）を受給している方は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給していますが、改正後も同じく、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

（※）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

児童扶養手当 の月額

（令和2年4月～）

- ◆子どもが1人の場合 全部支給：43,160円
一部支給：43,150円～10,180円（所得に応じて決定されます）
- ◆子ども2人目の加算額 全部支給：10,190円
一部支給：10,180円～5,100円（所得に応じて決定されます）
- ◆子ども3人目以降の加算額（1人につき） 全部支給：6,110円
一部支給：6,100円～3,060円（所得に応じて決定されます）

手当を受給する ための手続き

- ◆既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
- ◆それ以外の方は、**児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。**なお、令和3年3月1日より前であっても、**事前申請は可能**です。

支給開始月

- ◆通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。
- ◆令和3年3月分と4月分の手当は、**令和3年5月に支払われます。**

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）